

令和6年度 第1回埼玉県手話環境整備施策推進懇話会

次 第

日 時：令和6年8月5日（月）
18：30～20：00
場 所：さいたま共済会館501

- 1 開 会
- 2 新委員の紹介
- 3 あいさつ
- 4 議 題
 - (1) 手話を使いやすい環境の整備に関する施策について（第6期埼玉県障害者支援計画（令和5年度取組実績））
 - (2) 埼玉県手話施策推進に当たっての提言の策定方法について
- 5 その他
- 6 閉 会

（配布資料一覧）

次第、座席表、委員名簿

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 資 料 1 | 第6期埼玉県障害者支援計画《各施策の実施状況》
【令和5年度実績】 |
| 資 料 2 | 埼玉県手話施策推進に当たっての提言の策定方法について |
| 資 料 3 | 提言の策定に当たっての基本的な論点例 |
| 資 料 4 | 令和6年度手話言語条例に関する県の取り組みについて |
| 資 料 5 | 東京2025デフリンピックに関する県の取り組みについて |
| 参考資料 1 | 第7期埼玉県障害者支援計画（抜粋） |
| 参考資料 2 | 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱 |
| 参考資料 3 | 埼玉県手話言語条例 |

A	順調
B	やや遅れている
C	遅れている

第6期埼玉県障害者支援計画《関連事業の実施状況》【令和5年度実績】

1 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ア 手話を学ぶ機会の確保(第8条)

施策番号	施策の内容	担当課	事業名等	令和5年度当初予算額(単位:千円)	令和6年度当初予算額(単位:千円)	新規・継続等の区分(第5期→第6期)	実施主体	事業概要	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由
120	埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者(盲ろう者、ろう重複者を含む)に対する理解・啓発を、ろう者及び手話通訳を行う者その他手話に関わる者の協力を得て推進します。	障害者福祉推進課	(理解・啓発の促進)	3,980 (※県民の理解を深める手話普及啓発事業へ移行)	3,984	新規	県	手話アドバイザー派遣事業、手話あいさつ100%運動や県民向け手話講習会等の県主催事業を実施する際に、埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者(盲ろう者、ろう重複者を含む)に対する理解・啓発を図る。	・手話あいさつ100%運動事業による広報 「手話は言語である」メッセージ性のあるポスター(5,500部)、動画(4本)による啓発活動 ・県民向け手話講習会の開催 4か所 (行田市19名、小川町15名、朝霞市14名、吉見町16名参加)	A	手話あいさつ100%運動事業、県民向け手話講習会等を実施し、埼玉県手話言語条例の周知や手話及びろう者に対する理解・啓発を図ったため。
121	埼玉県手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者と協議するため、埼玉県手話懇話会を運営します。	障害者福祉推進課	視聴覚障害者情報環境整備事業費	295	281	継続	県	埼玉県手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者と協議するため、埼玉県手話懇話会を運営する。	手話関係整備施策推進懇話会の開催 2回(6月、3月)	A	県及び市町村の取組状況等について共有や課題への対応策等を協議するため、予定どおり開催することができたため。
123	手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たって、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を通じ、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図ります。	障害者福祉推進課	(市町村、障害者団体との連携)	3,980 (※県民の理解を深める手話普及啓発事業へ移行)	3,984	継続	県	手話アドバイザー派遣事業、手話あいさつ100%運動や県民向け手話講習会等の県主催事業を実施する際に、市町村及び関係団体との協力・連携を図る。	1 手話アドバイザー派遣事業による市町村に対して手話アドバイザーを派遣 全6市町へ派遣(小川町、上里町、行田市、狭山市、鳩山町、宮代町) 2 手話関係整備施策推進懇話会の開催 2回(6月、3月)	A	市町村が実施する手話イベントや手話講習会の実施に向けた企画立案への助言等、手話言語条例の制定に向けた検討への助言を行えた。 手話関係整備施策推進懇話会については、県及び市町村の取組状況等について共有や課題への対応策等を協議するため、予定どおり開催することができたため。
124	県ホームページ等のメディアを活用して手話に接する機会を拡大するとともに、県民を対象とした、ろう者や手話に関する講演会や初心者向け手話講習会、手話による文化芸術活動の発表を行うキャンペーンを実施し、県民の手話への関心と理解を深めます。	障害者福祉推進課	共生社会づくり推進事業	3,980 (※県民の理解を深める手話普及啓発事業へ移行)	3,984	継続	県	県民への手話への関心と理解を深めるため、ポスターや動画による広報を実施し、広報の実施とともに県内の学校にて手話に触れ合う体験会を実施する。その他、県民向けに手話講習会を実施する。	・手話あいさつ100%運動事業による広報 「手話は言語である」メッセージ性のあるポスター(5,500部)、動画(4本)による啓発活動 ・吉本興業手話ブと連携した手話授業 和光市立本町小学校・熊谷市立新堀小学校 計107人参加 ・県民向け手話講習会の開催 4か所 (行田市19名、小川町15名、朝霞市14名、吉見町16名参加)	A	手話あいさつ100%運動事業、県民向け手話講習会等を実施し、埼玉県手話言語条例の周知や手話及びろう者に対する理解・啓発を図ったため。
125	大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行います。	障害者福祉推進課	共生社会づくり推進事業	3,980 (※県民の理解を深める手話普及啓発事業へ移行)	3,984	一部新規	県	大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供し、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行う。	「若者とろう者と手話通訳者の交流会」の開催 令和6年1月21日開催。参加者数 38人	A	埼玉県聴覚障害者協会などと協力を得ながら、令和5年度に初めて開催した。参加者からも好評であったため。
126	市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を開催し、県民が手話を学ぶ機会を提供します。	障害者福祉推進課	視聴覚障害者情報環境整備事業費	1,013	848	継続	県	市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を開催する。	県民向け手話講習会の開催 4か所 (行田市19名、小川町15名、朝霞市14名、吉見町16名参加)	A	市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を県内4か所で開催し、県民が手話を学ぶ機会を提供することができたため。
127	公共施設などを円滑に利用できるように、県内自治体職員等を対象とした手話講習会を実施します。	障害者福祉推進課	視聴覚障害者情報環境整備事業費(公共施設職員及び県民向け手話講習会)	1,013	848	継続	県	地域の公共施設(市町村役場、警察署、学校、公民館、病院、鉄道、バスなど)の職員を対象に手話講習会を開催する。	2か所(北部福祉事務所・蕨市)で開催 23人受講終了 ・1会場当たり4日間(14時間)	A	福祉事務所その他、市役所で開催することにより、これまでと異なる地域の公共施設職員に手話講習会を受講してもらうことができた。
128	職員が埼玉県手話言語条例の基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、県職員向け手話講習会を開催します。	障害者福祉推進課	(職員向け手話講習会)	0	0	継続	県	県職員を対象とした手話講習会を開催する。	県職員向け手話講習会の開催 ・新規採用職員対象ミニ講座 動画配信 ・県職員(初心者)向け 4回実施 約88名参加	A	職員に手話を学ぶ機会を提供することができたため、また、アンケート結果から、「手話をもっと学びたい」や「聴覚障害者に対する理解が深まった」などの回答があり、職員の聴覚障害者への理解促進につなげることができたため。

A	順調
B	やや遅れている
C	遅れている

第6期埼玉県障害者支援計画《関連事業の実施状況》【令和5年度実績】

イ 学校における手話の普及(第11条)

施策番号	施策の内容	担当課	事業名等	令和5年度当初予算額(単位:千円)	令和6年度当初予算額(単位:千円)	新規・継続等の区分(第5期→第6期)	実施主体	事業概要	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由
116 226	聴覚障害児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。(再掲)	障害者福祉推進課	聴覚障害児支援中核機能モデル事業	14,400	14,400	継続	県	聴覚障害児を持つ保護者の支援及び不安解消のため、電話やメール、来所による相談行い、人工内耳、補聴器、手話の情報等を含む適切な情報提供を行う。	電話・FAX、来所・メール、オンライン及び出張による相談 電話:247件 来所:60件 FAX・メール:48件 オンライン:0件 出張:11件	A	聴覚障害児を持つ保護者の不安に対して、診断や支援を受けられる期間、家族で支援できる情報など適切な情報提供を行った。
129	ろう学校に手話通訳者の資格を持つ教員を配置し、ろう学校内で手話が学べる環境を整えます。また、ろう学校及びろう児(ろう重複児を含む)が通学する学校の教職員が手話を学びやすい環境を整備します。	県立学校人事課	(手話の資格を持つ教員の配置)	0	0	継続	県	ろう学校に手話通訳者の有資格者を配置することで、手話が学べる環境を整える。	県内2校のろう学校に、手話通訳士の資格を持つ教員を7名配置した。	A	有資格者を配置することで、手話が学べる環境を整えることができたため。
		義務教育指導課	(「指導の重点」の作成、啓発)	0	0	継続	県	・ボランティア・福祉教育の方針を記載した「指導の重点」を編集し、各学校へ周知する	・「令和6年度指導の重点」において、各市町村や各小・中学校等へ、ボランティア・福祉教育の方針を示した。	A	当初の予定どおり「令和6年度指導の重点」の編集・周知を行うことができたため。
		特別支援教育課	共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業	15,356	16,983	継続	県	○ろう学校職員の専門性向上に係る取組 ・ろう学園教職員対象手話講習会の実施 ・ろう学園教職員専門性向上研修の実施 ・外部検定試験を活用してろう学園教職員の指導力向上を図る。	○ろう学校職員の専門性向上に係る取組 ・ろう学園教職員対象手話講習会の実施 出席者数 24名 ・ろう学園教職員専門性向上研修の実施 出席者数 279名、動画視聴回数 169回	A	・事業内容について滞りなく実施できている。 ・新たにろう学園で勤務する教職員に対して、手話の経験がない方向けの初歩的な研修会を実施した。 ・「初級コース」と「中級コース」を設定して、勤務年数に合わせた講習を実施したり、国立障害者リハビリテーションセンター手話通訳学科の指導教官を招き、実践的なトレーニングを行ったりするなど、教職員のレベルに合わせて手話を学ぶ環境整備ができた。 ・教職員のニーズに合わせて動画視聴形式を導入し、手の形など細かい部分までわかりやすく学習する環境を整備した。
高校教育指導課	(年次研修の実施)	0	0	継続	県	初任者研修、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修、20年経験者研修における特別支援教育に関する講義・演習を実施する。	初任者研修、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修において特別支援教育に関する講義・演習を実施した。	A	計画通り実施することができた。		
130	ろう児(ろう重複児を含む)及びその保護者が手話を学べる仕組みを整えるとともに、教育に関する相談・支援を充実します。	義務教育指導課	(「指導の重点」の作成、啓発)	0	0	継続	県	・ボランティア・福祉教育の方針を記載した「指導の重点」を編集し、各学校へ周知する	・「令和6年度指導の重点」において、各市町村や各小・中学校等へ、ボランティア・福祉教育の方針を示した。	A	当初の予定どおり「令和6年度指導の重点」の編集・周知を行うことができたため。
		特別支援教育課	共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業	15,356	16,983	継続	県	○手話学習機会創出に係る取組 ・ろう学園保護者対象手話講習会を実施(ろう学園2校で各1回)。 ・ろう教育に関する相談・支援	・ろう学園保護者対象手話講習会を実施 出席者数 19名 ・難聴乳幼児諸機関担当者会議への参加(2回)	A	・事業内容について滞りなく実施できている。 ・ろう学園において「初級編」と「入門編」に分けて手話講習会を実施したことにより、保護者の状況に応じて手話を学べる機会を創出した。 ・難聴乳幼児諸機関担当者会議では、関係者による情報交換を実施し、聴覚障害児の相談支援に役立てることができた。
		高校教育指導課	(入学時に聴覚障害を把握し、支援体制を整備)	57,192	63,588	継続	県	・一時的な専門員の活用等による支援	・一時的な専門員の活用等による支援を実施した。	A	生徒の高校生活が不利にならないよう、一時的な専門員の活用により、学校の要望に応じた支援体制を整備することができた。

A	順調
B	やや遅れている
C	遅れている

第6期埼玉県障害者支援計画《関連事業の実施状況》【令和5年度実績】

施策番号	施策の内容	担当課	事業名等	令和5年度当初予算額(単位:千円)	令和6年度当初予算額(単位:千円)	新規・継続等の区分(第6期→第6期)	実施主体	事業概要	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由
131	手話の技能を有する教員の確保と教員の専門性の向上に努めます。	教職員採用課	教員採用選考試験事業	20,471	21,098	継続	県	公立学校教員採用選考試験において障害者特別選考を実施する。	令和6年度埼玉県公立学校教員採用選考試験(5年度実施)における障害者特別選考の状況(なお、試験実施時に手話通訳士を配置) ・受験者 53名(うち聴覚障害者12名) ・合格者 5名(うち聴覚障害者1名)	A	順調に採用できている。
		県立学校人事課	(手話の資格を持つ教員の配置)	0	0	継続	県	ろう学校に手話通訳者の有資格者を配置することで、手話が学べる環境を整える。	県内2校のろう学校に、手話の技能に比較的長けている教員を33名配置した。	A	手話の技能に比較的長けている教員を配置することで、手話が学べる環境を整えることができたため。
		小中学校人事課	手話の技能を有する教員の確保と教員の専門性の向上	0	0	継続	県	小・中学校の特別支援学級においては、義務標準法に基づき、障害種別による学級編制を行っており、教員の人事にあたっては、引き続き、特別支援教育の専門性に配慮した教員を配置できるよう努めていく。	小・中学校の特別支援学級において、特別支援学校教諭免許状を所有する教員の配置に努めた。令和5年度の特別支援学級担当者の特別支援学校教諭免許状の所有率は35.3%となり、全国公立学校の平均である31%を上回った。	A	特別支援学級担当者の特別支援学校教諭免許状所有者の割合が全国平均を上回る結果となったことに加え、所有者の総数も増加傾向にあるため。
		義務教育指導課	(「指導の重点」の作成、啓発)	0	0	継続	県	・ボランティア・福祉教育の方針を記載した「指導の重点」を編集し、各学校へ周知する	・「令和6年度指導の重点」において、各市町村や各小・中学校等へ、ボランティア・福祉教育の方針を示した。	A	当初の予定どおり「令和6年度指導の重点」の編集・周知を行うことができたため。
		高校教育指導課	(年次研修の実施)	0	0	継続	県	初任者研修、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修において特別支援教育に関する講義・演習を実施する。	初任者研修、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修において特別支援教育に関する講義・演習を実施した。	A	計画通り実施することができた。
		特別支援教育課	共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業	15,356	16,983	継続	県	○ろう学校職員の専門性向上に係る取組 ・ろう学園教職員対象手話講習会の実施 ・ろう学園教職員専門性向上研修の実施 ・外部検定試験を活用してろう学園教職員の指導力向上を図る。	○ろう学校職員の専門性向上に係る取組 ・ろう学園教職員対象手話講習会の実施 出席者数 24名 ・ろう学園教職員専門性向上研修の実施 出席者数 279名、動画視聴回数 169回	A	・事業内容について滞りなく実施できている。 ・新たにろう学園で勤務する教職員に対して、手話の経験がない方向けの初歩的な研修会を実施した。 ・「初級コース」と「中級コース」を設定して、勤務年数に合わせた講習を実施したり、国立障害者リハビリテーションセンター手話通訳学科の指導教官を招き、実践的なトレーニングを行ったりするなど、教職員のレベルに合わせて手話を学ぶ環境整備ができた。 ・教職員のニーズに合わせて動画視聴形式を導入し、手の形など細かな部分までわかりやすく学習する環境を整備した。
132	各学校において、手話言語条例の基本理念や手話及びろう者に対する理解・啓発に努めるとともに、交流を通じた相互理解について働き掛けます。	特別支援教育課	共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業	15,356	16,983	継続	県	・聴覚障害教育についての懇談会の実施	・聴覚障害教育についての懇談会の実施(2回) ・難聴乳幼児諸機関担当者会議への参加(2回)	A	・事業内容について滞りなく実施できている。聴覚障害教育についての懇談会では、ろう学園2校の教職員や聴覚障害本人、本人の関係者等による意見交換を実施した。懇談会で出た意見を関係課と共有し、聴覚障害教育の環境改善に役立てることができた。 ・難聴乳幼児諸機関担当者会議では、ろう学園の教員と情報交換を実施し、聴覚障害児の早期相談支援に役立てることができた。
		義務教育指導課	(「指導の重点」の作成、啓発)	0	0	継続	県	・ボランティア・福祉教育の方針を記載した「指導の重点」を編集し、各学校へ周知する	・「令和6年度指導の重点」において、各市町村や各小・中学校等へ、ボランティア・福祉教育の方針を示した。	A	当初の予定どおり「令和6年度指導の重点」の編集・周知を行うことができたため。
		高校教育指導課	(年次研修の実施)	0	0	継続	県	初任者研修、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修において特別支援教育に関する講義・演習を実施する。	初任者研修、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修において特別支援教育に関する講義・演習を実施した。	A	計画通り実施することができた。

ウ 手話による文化芸術活動の振興(第13条)

施策番号	施策の内容	担当課	事業名等	令和5年度当初予算額(単位:千円)	令和6年度当初予算額(単位:千円)	新規・継続等の区分(第6期→第6期)	実施主体	事業概要	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由
124 【再】	県ホームページ等のメディアを活用して手話に接する機会を拡大するとともに、県民を対象とした、ろう者や手話に関する講演会や初心者向け手話講習会、手話による文化芸術活動の発表を行うキャンペーンを実施し、県民の手話への関心と理解を深めます。	障害者福祉推進課	共生社会づくり推進事業	3,980 (※県民の理解を深める手話普及啓発事業へ移行)	3,984	継続	県	県民への手話への関心と理解を深めるため、ポスターや動画による広報を実施し、広報の実施とともに県内の学校にて手話に触れ合う体験会を実施する。その他、県民向けに手話講習会を実施する。	・手話あいさつ100%運動事業による広報 「手話は言語である」メッセージ性のあるポスター(5,500部)、動画(4本)による啓発活動 ・吉本興業手話ブと連携した手話授業 和光市立本町小学校・熊谷市立新堀小学校 計107人参加 ・県民向け手話講習会の開催 4か所 (行田市19名、小川町15名、朝霞市14名、吉見町16名参加)	A	手話あいさつ100%運動事業、県民向け手話講習会等を実施し、埼玉県手話言語条例の周知や手話及びろう者に対する理解・啓発を図ったため。

A	順調
B	やや遅れている
C	遅れている

第6期埼玉県障害者支援計画《関連事業の実施状況》【令和5年度実績】

2 手話を使いやすい環境整備
ア 情報へのアクセス(第9条)

施策番号	施策の内容	担当課	事業名等	令和5年度当初予算額(単位:千円)	令和6年度当初予算額(単位:千円)	新規・継続等の区分(第5期→第6期)	実施主体	事業概要	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由
105 110	視覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。(再掲)	障害者福祉推進課	熊谷点字図書館指定管理運営費	40,940	40,940	継続	県	埼玉県立熊谷点字図書館を運営し、点字図書・デジター図書の貸出・製作、点訳・録音ボランティア育成等を実施する。	熊谷点字図書館の運営 ・貸出タイトル数 20,359件 ・製作タイトル数 401件 ・利用登録者数 4,341人 点字・録音ボランティアの養成・育成 ・点訳奉仕者勉強会 11回 延べ 76人参加 ・録音ボランティア技術指導 20回 延べ 174人参加	A	利用登録者数、貸出数は前年度比減であるが、点字図書、録音図書の製作やボランティアの養成が順調にすすめられ、視覚障害者の読書環境を整備できた。
		障害者福祉推進課	聴覚障害者情報提供総合推進事業費(県域聴覚障害者情報支援事業、情報提供施設運営事業)	30,635	30,635	継続	県	聴覚障害者相談員の設置や字幕入りビデオの貸出など実施する埼玉聴覚障害者情報センターの運営費を補助する。	・聴覚障害者情報提供施設(埼玉聴覚障害者情報センター) ・聴覚障害者からの相談件数 2,756件 ・手話・字幕入りビデオの貸し出し 13本 ・情報機器等の貸し出し 1,677件	A	聴覚障害者情報提供施設(埼玉聴覚障害者情報センター)の運営支援を通じて、聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場を提供することで、聴覚障害者の社会参加に資することができた。
		広報課	県政広報テレビ放送費	118,311	118,311	継続	県	◆テレビ番組の制作・放送 「いまだキッ!埼玉」 ・テレビ放送(手話通訳付) 毎週土曜日放送 30分番組 ・インターネットによる動画配信(手話通訳付)	◆テレビ番組の制作・放送 「いまだキッ!埼玉」 ・テレビ放送(手話通訳付) 毎週土曜日放送 30分番組(年47回放送) ・インターネットによる動画配信(手話通訳付) →47回分	A	計画どおりテレビ放送・インターネット動画配信の双方において手話通訳を取り入れ、聴覚障害者への情報提供サービスの充実を図った。
		広報課	県政広報ラジオ放送費	36,787	36,787	継続	県	◆ラジオ番組の放送 「朝情報★埼玉」 ・ラジオ放送 毎週月曜日～金曜日放送 2～3分放送 ・放送終了後には読み原稿を県ホームページに公開	◆ラジオ番組の放送 「朝情報★埼玉」 ・ラジオ放送 毎週月曜日～金曜日放送 2～3分放送(年236回放送) ・放送終了後には読み原稿を県ホームページに公開	A	計画どおり放送終了後、読み原稿を県ホームページに公開し、聴覚障害者への県政情報の提供サービスの充実を図った。
109	行政情報について、点字版、デジター版の作成及び音声コードの添付を進めるとともに、分かりやすい表現や漢字のルビふりなどに努めます。また、テレビ放送への手話通訳、県ホームページへの音声読み上げ機能などの導入やデータ放送の活用など、障害者に対する情報提供サービスを充実します。	広報課	県ホームページ管理システム運営費	8,262	5,922	継続	県	◆県ホームページのウェブアクセシビリティの向上 ・職員向けに動画によるウェブアクセシビリティ研修 ・ウェブアクセシビリティ全ページ点検	◆県ホームページのウェブアクセシビリティの向上 ・ウェブアクセシビリティ全ページ点検(R5年7月) ・職員向けに動画によるウェブアクセシビリティ研修を実施(R5年10月) ・JIS X 8341-3:2016「附属書JB(参考)試験方法」に基づく試験(R6年2・3月) 以上により県公式ホームページのウェブアクセシビリティ適合レベルA一部準拠の達成	B	・ホームページ作成時に全盲の方向への対応が不十分な箇所が多い。 ①画像の代替テキストが不適切(読み上げソフトへの対応が不適切) ②画像のコントラスト比が不十分(背景色と文字等のコントラストが不十分) ・上記を解消するためには、ホームページ作成時にウェブアクセシビリティの準拠を意図する必要がある。引き続きウェブアクセシビリティ研修の実施等を継続する予定である。
		広報課	彩の国だより発行費	298,648	269,790	継続	県	◆県政重要施策の解説や県主催の催し物、試験の案内などの情報を提供し、県政に対する県民の理解と協力を得ることを目的に、彩の国だよりを発行・配布。なお、ホームページの音声は、読み上げ機能ではなくデジター版の音声を使用。 (1)体裁:タブロイド版8ページ(12回) (2)発行回数:年12回(毎月1回)発行 (点字版…毎月1回発行、デジター版:毎月1回発行) (3)発行部数:約176万部(令和5年4月号) (点字版…約425部/月、デジター版:約181部/月)(令和5年4月号)	◆県政重要施策の解説や県主催の催し物、試験の案内などの情報を提供し、県政に対する県民の理解と協力を得ることを目的に、彩の国だよりを発行・配布。なお、ホームページの音声は、読み上げ機能ではなくデジター版の音声を使用。 発行部数:点字版…約410部/月、デジター版:約169部/月(令和6年4月号)	A	・県政重要施策の解説や県主催の催し物、試験の案内などの情報について、毎月点字版、デジター版の作成を進めるとともに、分かりやすい表現や漢字のルビふりなどに努めた。
		県民広聴課(事業廃止)	(来庁者用パンフレット作成・配付)	-	-	その他	-	(事業廃止)来庁者用パンフレットの作成	来庁者用パンフレットの作成 ※ 来庁者用パンフレットは主に小学生の県庁見学に利用していたが、コロナ禍前から小学生の県庁見学の実績がほぼなくなったため。	-	-
117	聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。	広報課報道長	県ホームページ管理システム運営費	8,262	5,922	新規	県	知事の記者会見に手話通訳を導入し、撮影した動画を県ホームページに掲載	知事定例会見31回、その他(新型コロナ対策本部会議・新型コロナ感染症専門家会議後の知事会見)4回などの手話付き動画を掲載	A	知事会見において手話通訳を取り入れ、聴覚障害者への情報提供サービスの充実を図った。
118	ICTによる遠隔手話サービスの導入など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。	障害者福祉推進課	聴覚障害者情報提供総合推進事業費(市町村コミュニケーション育成・支援事業、県域聴覚障害者情報支援事業)	4,312	4,312	継続	県	遠隔手話サービスを実施する。	聴覚障害者情報提供施設(埼玉聴覚障害者情報センター)において遠隔手話を実施(R5の利用実績は無し)	A	実績はなかったが、必要に応じて遠隔手話サービスを実施できる体制になっている。

A	順調
B	やや遅れている
C	遅れている

第6期埼玉県障害者支援計画《関連事業の実施状況》【令和5年度実績】

施策番号	施策の内容	担当課	事業名等	令和5年度当初予算額(単位:千円)	令和6年度当初予算額(単位:千円)	新規・継続等の区分(第5期→第6期)	実施主体	事業概要	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由
119 296	避難所への手話通訳者・手話奉仕員の派遣やホームページ、アプリ、掲示板等の活用等を含め、災害時におけるろう者の情報保障を確保するための取組を避難所を運営する市町村と連携して進めます。(再掲)	障害者福祉推進課	聴覚障害者情報提供総合推進事業費 (市町村コミュニケーション育成・支援事業、県域聴覚障害者情報支援事業)	61,034	59,034	継続	県	手通訳者の派遣、遠隔手話サービス、市町村の行う手話通訳者派遣支援等を実施する。	1 県域手話通訳者派遣事業 427件 2 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 1,719件 3 手話通訳者等養成事業 修了者 0人 4 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 修了者 3人 5 専任手話通訳者3名を設置し、市町村専任・登録通訳者研修の実施 6 聴覚障害者情報提供施設(埼玉聴覚障害者情報センター)において遠隔手話を実施 (R5の利用実績は無し)	A	手話通訳者の養成研修修了者が0人になったが、手話通訳者及び盲ろう者向け通訳・介助員は例年と同程度の人数を登録したことで、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保ができた。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣について、問題点を情報共有した。
		障害者福祉推進課	視覚障害者コミュニケーション等支援事業費 (聴覚障害者災害時情報ネットワーク運営支援事業)	984	984	継続	県	聴覚障害者等に対する災害時等の情報提供ネットワークを構築・運営するために必要な経費を助成する。	登録延べ人数 1,123人、情報提供回数 19回	A	登録延べ人数が前年度よりも増加し、より多くの聴覚障害者に対して災害時の情報提供を迅速に行えるようになった。
		災害対策課	防災システム管理運営費 (防災関連システムの維持管理に要する経費)	104,567	136,717	新規	県	災害オペレーション支援システムの運用、維持管理の中で、防災情報メールによる情報発信をするとともに、県HPや県公式LINEアカウント(防災・災害情報)に情報を掲載	防災情報メール及び県公式LINEアカウント(防災・災害情報)による情報発信をするとともに、県HPに情報を掲載し、災害時におけるろう者の情報保障を確保するための取組を実施。 【掲載情報】 ・気象警報注意報 ・地震情報 ・避難情報 ・危機管理情報 ・避難所開設情報 ・洪水予報 等	A	メール、SNS、ホームページ等の活用等を含め、災害時におけるろう者の情報保障を確保するための取組を実施できているため。

イ 手話通訳者等の確保、養成等(第10条)

施策番号	施策の内容	担当課	事業名等	令和5年度当初予算額(単位:千円)	令和6年度当初予算額(単位:千円)	新規・継続等の区分(第5期→第6期)	実施主体	事業概要	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由
105 110 【再】	視覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。(再掲)	障害者福祉推進課	熊谷点字図書館指定管理運営費	40,940	40,940	継続	県	埼玉県立熊谷点字図書館を運営し、点字図書・デジタル図書の貸出・製作、点訳・録音ボランティア育成等を実施する。	熊谷点字図書館の運営 ・貸出タイトル数 20,359件 ・制作タイトル数 401件 ・利用登録者数 4,341人 点字・録音ボランティアの養成・育成 ・点訳奉仕者勉強会 11回 延べ 76人参加 ・録音ボランティア技術指導 20回 延べ 174人参加	A	利用登録者数、貸出数は前年度比減であるが、点字図書、録音図書の製作やボランティアの養成が順調にすすめられ、視覚障害者の読書環境を整備できた。
		障害者福祉推進課	聴覚障害者情報提供総合推進事業費 (県域聴覚障害者情報支援事業、情報提供施設運営事業)	30,635	30,635	継続	県	聴覚障害者相談員の設置や字幕入りビデオの貸出など実施する埼玉聴覚障害者情報センターの運営費を補助する。	・聴覚障害者情報提供施設(埼玉聴覚障害者情報センター) ・聴覚障害者からの相談件数 2,756件 ・手話・字幕入りビデオの貸し出し 13本 ・情報機器等の貸し出し 1,677件	A	聴覚障害者情報提供施設(埼玉聴覚障害者情報センター)の運営支援を通じて、聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場を提供することで、聴覚障害者の社会参加に資することができた。
107	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実に努めます。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて、市町村を支援します。(再掲)	障害者福祉推進課	聴覚障害者情報提供総合推進事業費 (市町村コミュニケーション育成・支援事業、県域聴覚障害者情報支援事業、手話通訳者等人材育成事業)	61,034	59,034	継続	県	専門性の高い意思疎通支援を仲介する者の養成・派遣、市町村の行う手話通訳者派遣の支援等を実施する。	1 県域手話通訳者派遣事業 427件 2 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 1,719件 3 手話通訳者等養成事業 修了者 0人 4 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 修了者 3人 5 専任手話通訳者3名を設置し、市町村専任・登録通訳者研修の実施	A	手話通訳者の養成研修修了者が0人になったが、手話通訳者及び盲ろう者向け通訳・介助員は例年と同程度の人数を登録したことで、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保ができた。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣について、問題点を情報共有した。
108	パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保及び充実に努めます。	障害者福祉推進課	聴覚障害者情報提供総合推進事業費 (県域聴覚障害者情報支援事業、手話通訳者等人材育成事業)	12,310	12,310	継続	県	要約筆記者の養成・派遣を実施する。	1 県域要約筆記者派遣事業 ・パソコン要約筆記 28件 手書き要約筆記 146件 2 要約筆記者養成事業 ・要約筆記者養成講習会の開催 修了者 パソコンコース 3人、手書きコース 1人	A	要約筆記者を例年と同程度の人数を登録したことで、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保ができた。
125 【再】	大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行います。	障害者福祉推進課	共生社会づくり推進事業	3,980 (※県民の理解を深める手話普及啓発事業へ移行)	0	一部新規	県	大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供し、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行う。	「若者とろう者と手話通訳者の交流会」の開催 令和6年1月21日開催。参加者数 38人	A	埼玉県聴覚障害者協会などと協力を得ながら、令和5年度に初めて開催した。参加者からも好評であったため。

A	順調
B	やや遅れている
C	遅れている

第6期埼玉県障害者支援計画《関連事業の実施状況》【令和5年度実績】

ウ 事業者への支援(第12条)

施策番号	施策の内容	担当課	事業名等	令和5年度当初予算額(単位:千円)	令和6年度当初予算額(単位:千円)	新規・継続等の区分(第5期→第6期)	実施主体	事業概要	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由
127 【再】	公共施設などを円滑に利用できるように、県内自治体職員等を対象とした手話講習会を実施します。	障害者福祉推進課	視聴覚障害者情報環境整備事業費(公共的施設職員及び県民向け手話講習会)	1,013	848	継続	県	地域の公共的施設(市町村役場、警察署、学校、公民館、病院、鉄道、バスなど)の職員を対象に手話講習会を開催する。	2か所(北部福祉事務所・蕨市)で開催 23人受講終了 ・1会場当たり4日間(14時間)	A	福祉事務所の他、市役所で開催することにより、これまでと異なる地域の公共的施設職員に手話講習会を受講してもらうことができた。

エ 手話に関する調査研究(第14条)

施策番号	施策の内容	担当課	事業名等	令和5年度当初予算額(単位:千円)	令和6年度当初予算額(単位:千円)	新規・継続等の区分(第5期→第6期)	実施主体	事業概要	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由
4	障害者やその家族からの相談対応やノーマライゼーションの理念の啓発などを行う団体の活動を助成することで、相談支援への充実や県民への情報発信など障害者の福祉向上を推進します。	障害者福祉推進課	障害・難病団体福祉事業費等補助、身体障害者福祉団体体育育成費補助等	7,900	7,900	継続	県	障害者団体の活動を助成し、障害者福祉の向上を図る。また、各団体の活動を通じて県民の理解を深め、ノーマライゼーションの推進を図る。	1 障害・難病団体福祉事業費等補助 (1)身体障害者福祉団体調整費補助金 2団体 440千円 (2)難病患者家族等福祉事業費補助金 13団体 1,250千円 2 身体障害者福祉団体体育育成費補助 10団体 3,920千円 3 心身障害者福祉団体体育育成費補助 3団体 1,180千円 4 精神保健関係団体運営費補助 3団体 790千円	A	県の助成により、各団体の相談活動や啓発活動などが着実に実施され、障害者の福祉の向上と県民の障害に対する理解を深めることに貢献したため。

埼玉県手話施策推進に当たっての提言の策定方法（案）

1 埼玉県手話環境整備施策推進懇話会について

埼玉県障害者支援計画において定められた手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するため、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場として埼玉県手話言語条例に基づき設置する。

2 提言の位置付け

県が取組む手話を使用しやすい環境の整備に関する施策推進に当たって、埼玉県手話環境整備施策推進懇話会の意見として提案するとともに、第8期埼玉県障害者支援計画の策定にあたって、埼玉県障害者施策推進協議会に意見を提出する。

3 提言に記載する内容

(1) 基本的な考え方

ア 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ろう者は、手話という日本語とは異なるコミュニケーション手段を用いていることを前提に、手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における取組を通じ、手話の普及やろう者に対する理解促進に努める。

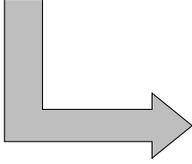
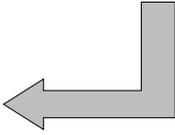
イ 手話を使いやすい環境整備

手話通訳者の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供・助言その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図りながら、ろう者が、社会生活を営む上で手話による情報取得ができるよう、必要な支援に取り組むなど手話を使いやすい環境の整備を進める。

(2) スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者支援計画	第7期 (現行計画)			第8期		
懇話会	<ul style="list-style-type: none"> 課題の洗い出し 提言のたたき台の作成 	手話施策 推進に当た っての提言 策定	施策提案 第8期計画 に盛り込む 施策の検討	第9期計画に盛り込む 施策の検討		
障害者支援計画における手話関連施策推進に当たっての意見提出						

令和 6 年度懇話会の運営イメージ

	手話環境施策推進懇話会	事務局
8 月	第 1 回懇話会 ○第 6 期計画（最終年度）の進捗状況の報告 ○手話環境施策推進懇話会の進め方について ○各委員の意見交換	
9 月 ～ 12 月	※懇話会以降も意見を受け付け （9 月 30 日㊞） 	懇話会委員の各意見のとりまとめ <u>（提言のたたき台の作成）</u> 
1 月		懇話会委員に 意見照会 ・たたき台の更新 
3 月 (予定)	第 2 回懇話会 ○提言のたたき台（案）について	

※ 令和 7 年度（2 年目）については、令和 6 年度に作成した『提言のたたき台（案）』をもとに議論する予定。

提言の策定に当たっての基本的な論点例

埼玉県手話言語条例に記載されている条文ごとの課題に併せて、提言を整理する。

1 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ア 手話を学ぶ機会の確保等（条例第 8 条）

- ・市町村に対して手話言語条例制定状況や手話に関する取り組み情報の提供
- ・ろう者以外の方がろう者と出会い、手話に触れる機会の創出
- ・市町村に対し、手話講習会の開催を働きかけ

イ 学校における手話の普及等（条例第 11 条）

- ・福祉体験教育（小学校、中学校）の題材として手話を取り入れる。
- ・高校生に対する手話普及方法の検討
- ・ろう学校教員、ろう児の手話獲得への援助

ウ 手話による文化芸術活動の振興（条例第 13 条）

- ・大学の手話サークルなどの発表会や交流の場の提供に努める。

2 手話を使いやすい環境整備

ア 情報へのアクセス（条例第 9 条）

- ・災害時の情報保障（個別避難計画の作成支援、避難所での手話による情報保障など）
- ・手話を用いた情報発信における ICT の活用（遠隔手話通訳事業など）

イ 手話通訳者等の確保、養成等（条例第 10 条）

- ・手話通訳者が目指したい仕事となる環境を作る。
- ・市町村が実施する手話通訳者派遣事業の質の確保

ウ 事業者への支援（条例第 12 条）

- ・企業に対し、手話を使いやすい環境整備および、手話環境の開発促進

エ 手話に関する調査研究（条例第 14 条）

- ・団体が行う手話の研究、保存やコミュニケーション支援に関する調査研究を支援

令和6年度手話普及に関する県の取り組みについて

1 手話あいさつ100%運動

聴覚障害者団体、市町村、学校等と連携し、広報、各種イベント、授業等で「手話あいさつ」を広く県民に周知し、「おはよう」「こんにちは」などの基本的な手話ができるようにすることで県民の手話への関心を高めます。

(1) 広報物の制作

手話を広めるためのクリアファイルを作成し、県内中学生を対象に県内学校へ配布します。

(2) 商業施設での手話普及

9月14日（土）埼玉フェア（越谷イオンレイクタウン）にて、手話体験会を実施します。

(3) 手話交流会の開催

ろう者・手話通訳者と手話で交流する会（手話交流会）を開催します。

2 手話アドバイザー派遣事業

市町村が実施する手話イベントや手話講習会の実施に向けた企画立案への助言等、手話言語条例の制定に向けた検討への助言等、その他、市町村が実施する地域の手話普及に関する取組に向けた助言等を行います。

（現時点の派遣先：所沢市、日高市、三郷市、幸手市）

3 手話動画・ポスターによる広報

令和5年度手話あいさつ100%運動で制作した手話動画（吉本興業）やポスターを活用し、各種広報を実施します。

- ・試合会場での動画放映：8月24日（土）浦和レッズ対川崎フロンターレ戦
- ・ポスターの掲示：県内郵便局での掲示（5月）



4 県内手話サークル情報及び手話関連イベントの県ホームページへの掲載

年2回市町村に照会し、情報をまとめて県ホームページに掲載します。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/syuwa/syuwapr.html>)

～手話関連イベント情報の掲載例～

県内で開催される手話関連イベント情報				
開催日	開催地	内容	主催	問い合わせ先
9月19日(火)・9月23日(土)	さいたまスーパーアリーナ	さいたまスーパーアリーナ	埼玉県	埼玉県聴覚障害者支援課
9月23日(土)	埼玉県立小児医療センター(カリヨンの樹)	埼玉県立小児医療センター	埼玉県	埼玉県聴覚障害者支援課
9月21日(木)～24日(日)	埼玉会館	埼玉会館	埼玉県	埼玉県聴覚障害者支援課

5 手話講習会の実施

県内の各市町（秩父郡市・滑川町、吉見町、宮代町）と共催し、県民向けに手話講習会を開催します。

また、公共的施設職員向け手話講習会を2回開催予定です。

6 手話言語国際デー・国際ろう者週間におけるブルーライトアップ

令和6年度も趣旨に賛同いただいた県関連施設を、「手話言語の国際デー」シンボルカラーであるブルーにライトアップをする予定です。

【参考（令和5年度実績）】

- (1) さいたまスーパーアリーナ 9月19日（火）・9月23日（土）
- (2) 埼玉県立小児医療センター(カリヨンの樹) 9月23日（土）
- (3) 埼玉会館 9月21日（木）～24日（日）

東京2025デフリンピック開催を見据えたスポーツ振興の取組

県民生活部スポーツ振興課

デフリンピック・デフスポーツの普及啓発活動

デフリンピックのPRと気運醸成

「東京2025デフリンピック応援隊」

- ・県マスコットのコバトンとさいたまっちが、東京2025デフリンピックをPR

7月13日(土)大宮アルディージャ戦
(NACK5スタジアム大宮)でのPR

- ・「手話応援デー」にて、応援隊のコバトンとさいたまっちをデザインしたのぼり旗を掲出
- ・スタジアム大型ビジョンで15秒の大会啓発動画を放映



のぼり旗

デフリンピック・デフスポーツのPRと普及(予定)

障害者が気軽にスポーツを体験できる
県内最大級のスポーツイベント
ふれあいピック(秋季大会)



- 日時 9月23日(月・振休)
場所 熊谷スポーツ文化公園
- 内容
- ・スポーツ・レクリエーション体験イベント(デフリンピック競技種目含む)
 - ・東京2025デフリンピック・デフスポーツPR
 - ・福祉施設の販売ブース、体力測定、スタンプラリー



大会PRブース(イメージ)

デフアスリートの強化支援

トップアスリートの強化支援

「プラチナアスリート・シャイン」

- ・パラリンピック・デフリンピック等の国際大会で活躍が期待される県ゆかりの選手20名(デフアスリート6名を含む)を認定
- ・専門家による個別サポート(トレーニング指導、メンタル指導)や大会遠征費などの経費補助

【令和6年度プラチナアスリート・シャイン】



小倉 涼(空手)



吉瀬 千咲(水泳)



牧野 陽菜(卓球)



親松 直人(テニス)



鈴木 梨子(テニス)



沼倉 千紘(バドミントン)

デフアスリートの環境整備(予定)

陸上競技用のスタートランプ
(光刺激スタート発信装置)

- ・国の事業を活用して、購入を計画
- ・熊谷スポーツ文化公園陸上競技場に整備予定



光刺激スタート発信装置



LEDの発行色(赤→黄→緑)により、
スタートのタイミングを合図する

第 5 章 施策の展開

4 コミュニケーションの支援

(1) コミュニケーション手段の充実

施策番号	施策の内容	担当課
117	<p>視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。(再掲 128)</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> <p>【熊谷点字図書館】(熊谷市) 点字図書、デージー図書を製作し、郵送により貸出等を行っています。視覚に障害のある方などは無料でご利用いただけます。</p> </div> </div>	障害者福祉推進課
118	<p>視聴覚障害者などに対して、技能習得機会の提供、コミュニケーション手段の習得訓練、情報の確保などの支援を行うことにより、視聴覚障害者が安心して自由に生活できる環境づくりを推進します。</p>	障害者福祉推進課
119	<p>手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実に努めます。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。(再掲 141)</p>	障害者福祉推進課
120	<p>パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実に努めます。</p>	障害者福祉推進課
121 【新】	<p>手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。(再掲 142)</p>	障害者福祉推進課
122 【新】	<p>市町村が行う代筆・代読者の派遣を支援し、視覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実に努めます。</p>	障害者福祉推進課

参考資料 1 : 第 7 期埼玉県障害者支援計画（抜粋）

123 【新】	失語症者のコミュニケーション手段を確保するため、失語症者の意思疎通支援者の養成を行うとともに、派遣を行う市町村を支援します。	障害者福祉推進課
124 【新】	発達障害児（者）との意思疎通において、言葉による表現と併せて視覚的表現によるコミュニケーションが大切であることを周知します。（再掲 272）	障害者福祉推進課

（2）情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実

施策番号	施策の内容	担当課
125	行政情報について、点字版、デイジー版の作成及び音声コードの添付を進めるとともに、分かりやすい表現や漢字のルビふりなどに努めます。また、テレビ放送への手話通訳、県ホームページへの音声読み上げ機能などの導入やデータ放送の活用など、障害者に対する情報提供サービスを充実します。	広報課 情報システム戦略課
126 【新】	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報の取得利用及び円滑な意思疎通の重要性や、障害の種別や程度に応じたコミュニケーション方法について、県の広報媒体等で普及啓発を図ります。（再掲 8）	障害者福祉推進課
127 【新】	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、市町村が障害者からの各種相談に応じたり、障害者に情報を提供するに際し、障害の種類及び程度に応じて配慮することができるよう、対応事例などの情報を提供します。	障害者福祉推進課
128	視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。（再掲 117）	障害者福祉推進課
129	視覚障害者の社会参加を支援するため、新聞、雑誌などの情報を即座に点字により提供する点字情報ネットワーク事業を充実します。	障害者福祉推進課
130	重度の視覚障害者や上肢不自由者に対し、パソコンを使用する際に必要な周辺機器やソフトを日常生活用具として市町村が給付することを支援します。	障害者福祉推進課
131	IT（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、障害特性に配慮したIT講習会の開催やITサポート推進員などの活用などにより、障害者のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。	障害者福祉推進課

参考資料 1 : 第 7 期埼玉県障害者支援計画 (抜粋)

132	各種障害福祉サービスを利用する際に、必要な情報を手軽に手に入れることができるよう、インターネットを利用して障害児(者)福祉情報を提供します。	障害者福祉推進課
133	視覚障害者その他視覚による表現の認識が困難な障害者へのサービスとして、マルチメディアデイジー、点字図書等のアクセシブルな書籍の製作及び貸出、対面朗読等を実施し、情報のバリアフリー化を推進します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課
134 【新】	難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。(再掲 286)	障害者福祉推進課
135 【新】	難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。(再掲 287)	障害者福祉推進課
136	聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。	広報課 報道長
137	ICT による遠隔手話サービスの導入、電話リレーサービスの普及啓発など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。	障害者福祉推進課
138	避難所への手話通訳者や手話奉仕員等の派遣、ホームページ、アプリ、掲示板、防災行政無線等の活用等を含め、災害時における聴覚障害者や視覚障害者等の情報保障を確保するための取組を、避難所を運営する市町村と連携して進めます。(再掲 342)	障害者福祉推進課 災害対策課

(3) 手話を使いやすい環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課								
139	埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者(盲ろう者、ろう重複者を含む)に対する理解・啓発を、ろう者及び手話通訳を行う者その他手話に関わる者の協力を得て推進します。	障害者福祉推進課								
140	埼玉県手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者と協議するため、埼玉県手話懇話会を運営します。	障害者福祉推進課								
141	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上、安心・安全に働ける環境の構築に向けて、市町村を支援します。(再掲 119)	障害者福祉推進課								
142 【新】	手話通訳や要約筆記の仕事について周知啓発を図り、手話通訳・要約筆記に対する関心を深め、人材の確保につなげていきます。(再掲 121)	障害者福祉推進課								
143	手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たって、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を通じ、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図ります。	障害者福祉推進課								
144 【新】	市町村に手話アドバイザーを派遣し、市町村の手話言語に関する条例の制定などを支援します。	障害者福祉推進課								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th colspan="2">数値目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">手話言語に関する条例を定めている市町村数</td> <td>【令和4年度末】</td> <td>【令和8年度末】</td> </tr> <tr> <td>40市町 新規施策</td> <td>⇒ 全市町村</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	数値目標		手話言語に関する条例を定めている市町村数	【令和4年度末】	【令和8年度末】	40市町 新規施策	⇒ 全市町村	
項 目	数値目標									
手話言語に関する条例を定めている市町村数	【令和4年度末】	【令和8年度末】								
	40市町 新規施策	⇒ 全市町村								
145	県ホームページ等のメディアを活用して手話に接する機会を拡大するとともに、県民を対象とした、ろう者や手話に関する講演会や初心者向け手話講習会、手話による文化芸術活動の発表を行うキャンペーン等を実施し、県民の手話への関心と理解を深めます。	障害者福祉推進課								
146	大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行います。	障害者福祉推進課								

参考資料 1 : 第 7 期埼玉県障害者支援計画 (抜粋)

147	市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を開催し、県民が手話を学ぶ機会を提供します。	障害者福祉推進課
148	公共施設などを円滑に利用できるように、県内自治体職員等を対象とした手話講習会を実施します。	障害者福祉推進課
149	職員が埼玉県手話言語条例の基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、県職員向け手話講習会を開催します。	障害者福祉推進課
150	ろう学校に手話通訳者の資格を持つ教員を配置し、ろう学校内で手話が学べる環境を整えます。また、ろう学校及びろう児(ろう重複児を含む)が通学する学校の教職員が手話を学びやすい環境を整備します。	県立学校人事課 義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
151	ろう児(ろう重複児を含む)及びその保護者が手話を学べる仕組みを整えるとともに、教育に関する相談・支援を充実します。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
152	手話の技能を有する教員の確保と教員の専門性の向上に努めます。	教職員採用課 県立学校人事課 小中学校人事課 義務教育指導課 高校教育指導課 特別支援教育課
153	各学校において、手話言語条例の基本理念や手話及びろう者に対する理解・啓発に努めるとともに、交流を通じた相互理解について働き掛けます。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課

5 社会参加の支援

(4) パラスポーツの振興

施策番号	施策の内容	担当課
188	2025年デフリンピックの周知を図り、ろう者スポーツの普及啓発を行います。また、ろう者スポーツを含むパラスポーツと一緒に楽しむことができるイベントなどを通じて、共生社会の実現を目指します。	スポーツ振興課

V 安心・安全な環境をつくる

(3) 難聴児の早期支援の充実

施策番号	施策の内容	担当課
278 【新】	新生児聴覚検査に係る医師会等と市町村の協議の場を設け取組を共有する等、体制整備を推進します。また、新生児聴覚検査の結果について、市町村等関係機関と情報共有を行うと共に、産科医療機関等の検査精度管理に取り組みます。	健康長寿課
279 【新】	聴覚障害児支援センターが難聴児とその家族等に対する支援や課題の共有等により、関係者の共通認識の形成や支援の専門性の向上を含めた難聴児支援の充実を図ります。	障害者福祉推進課
280 【新】	特別支援学校(聴覚障害)の教員の専門性向上に向けた手話講習会に取り組みます。また、特別支援学校のセンター的機能の強化を図るため、教員等の適切な配置を行い、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。	県立学校人事課 特別支援教育課
281 【新】	医療機関からの検査依頼書や報告書等を活用し、新生児聴覚検査でリファアとなった児童に対して確認検査や精密検査が適切に実施されるよう市町村と連携して取り組みます。	健康長寿課
282 【新】	全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制の整備を目指し、公費助成を通じた受診者の経済的負担軽減を市町村に働き掛けます。	健康長寿課
283 【新】	難聴児支援に関わる多様な機関・団体等で構成される聴覚障害児支援協議会等を運営し、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育にいたるまでの流れや相互連携、多様性に対する寛容性の共有等を図ります。	障害者福祉推進課
284 【新】	難聴児及びその家族が身近な地域で療育支援が受けられるよう、言語聴覚士が配置されている事業所等への訪問支援や研修会を開催し、地域の療育体制の整備を進めます。また、補聴器の助成や聴能訓練を実施し、コミュニケーション能力の形成など健全な発達を支援します。	障害者福祉推進課
285 【新】	市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両(母)親学級等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うことができるよう周知します。	健康長寿課

参考資料 1 : 第 7 期埼玉県障害者支援計画 (抜粋)

286 【新】	難聴児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供するとともに、多様性と寛容性の観点に留意しつつ家族等の精神面も含めた支援を行います。また、難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。(再掲 134)	障害者福祉推進課
287 【新】	難聴児及びその家族等が早期に適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、埼玉県聴覚障害児支援センターの相談窓口を周知します。(再掲 135)	障害者福祉推進課
288 【新】	特別支援学校の教員や特別支援学校に配置等される言語聴覚士等の専門家による専門的な立場からの難聴児の指導の実施や、本人や家族等の意向を踏まえつつ必要な環境整備や支援等を行います。	特別支援教育課
289 【新】	特別支援学校等の聴覚障害教育の専門性向上のため、聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状(以下「免許状」という。)の保有率を高める取組の実施や手話技術向上のための取組を実施します。	特別支援教育課
290 【新】	通常の学級に通う難聴児にも特別支援学校(聴覚障害)に通う難聴児に提供されるような支援が提供されるよう、通級による指導を担当する教員の聴覚障害教育の専門性向上のための取組を行います。また、児童発達支援センター等に配置された言語聴覚士等の聴覚障害児支援の専門性向上のための取組を行います。	義務教育指導課 障害者福祉推進課
291 【新】	軽中等度難聴児を含め、進行性難聴や一側性難聴などについても、3歳児健康診査等の際に聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる場合は精密検査の受診につながるよう市町村と連携を図ります。	健康長寿課
292 【新】	子育ての相談対応を行っている機関とも連携を図りながら、新生児聴覚検査から療育に遅滞なく円滑につなげるための手引書等を活用し、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。	障害者福祉推進課
293 【新】	特別支援学校(聴覚障害)の乳幼児教育相談の支援を県内のどの地域でも受けられるよう、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携し、県内全域の支援の実現を目指した取組を進めます。	特別支援教育課

3 福祉のまちづくりの推進

(2) 公共施設などの整備

施策番号	施策の内容	担当課
327	障害者や高齢者など全ての人々が利用しやすい県有施設に改善するため、バリアフリー法及び埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、バリアフリースイッチや見やすいサイン表示などの設置、視覚及び聴覚による情報保障の整備など、バリアフリー化を推進します。	管財課 財務課

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県手話言語条例（平成二十八年三月二十九日埼玉県条例第十七号）第7条第2項の規定に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者の意見を聴くために設置する埼玉県手話環境整備施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任した者とする。

- (1) 聴覚障害者団体の関係者
- (2) 聴覚障害者支援機関の関係者
- (3) 手話通訳の関係者
- (4) 手話サークルの関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 学校教育の関係者
- (7) 障害福祉関係の行政職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 懇話会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、福祉部障害者福祉推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

埼玉県手話言語条例

平成二十八年三月二十九日

埼玉県条例第十七号

手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通に用いられている。我が国において、手話は、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきたが、一方で長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきた。

埼玉県においても、ろう者は、偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきており、その歴史の歩みと誇りは尊重されるべきものである。

そして、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准された。

しかしながら、ようやく手話が言語であることが認められ、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

このような中で、埼玉県において、ろう者以外の者がろう者を理解し、互いに共生することのできる地域社会を実現するためには、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことが必要である。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く埼玉県に普及していくことによって、ろう者とろう者以外の者とは手話により心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる埼玉県をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し、基本理念を定め、県、県民等及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者とは共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- 二 ろう者とろう者以外の者とは相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

- 2 県は、ろう者及び手話通訳を行う者その他の手話に関わる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村等との連携協力)

第四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図るものとする。

- 2 県は、前項の環境の整備に当たっては、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民及び地域活動団体（地域で文化、スポーツ、ボランティア等の活動に取り組む団体をいう。）は、基本理念を理解し、地域社会の一員として、手話を使用しやすい地域社会の実現に努めるものとする。

- 2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。
- 3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画において、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たっては、ろう者及び手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けるものとする。

（手話を学ぶ機会の確保等）

第八条 県は、市町村その他関係機関、ろう者、手話通訳者等及び関係団体と協力して、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話を必要とする者が手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、手話に関する学習会の開催その他の手話を学習する取組を推進するものとする。

（情報へのアクセス）

第九条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に配慮しつつ、手話を用いた情報発信の推進に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（手話通訳者等の確保、養成等）

第十条 県は、市町村その他関係機関及び関係団体と協力して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成及び手話に関する技術の向上並びに手話通訳に関する普及啓発に努めるものとする。

（学校における手話の普及等）

第十一条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、当該ろう児等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、当該ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に規定する事項を推進するため、手話の

技能を有する教員（ろう者の教員を含む。）の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

4 県は、学校において、ろう児等とろう児等以外の児童及び生徒との交流の機会を充実させることにより、その相互理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

5 県は、学校において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、手話に関する啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者への支援）

第十二条 県は、第六条に規定する事業者の取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（手話による文化芸術活動の振興）

第十三条 県は、手話による文化芸術活動の振興を図るため、当該活動に対する協力その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（手話に関する調査研究）

第十四条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。